平成２８年（フ）第２７号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目19番１号さくら荘・高砂307号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町中町21番16号
債務者　福島　充佳
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８号
名古屋市千種区千種１丁目21番19号　ディオケネス404号室、住民票上の住所宮崎市丸山２丁目282番地８　プレタメゾン３番館301号
債務者　平塚　正伸
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島里都子
4　破産債権の届出期間　平成28年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第７７３号
神戸市灘区浜田町３丁目２番４号　ｓａｋｕｒａ　ＢＬＤ．201
債務者　ＦＯＯＤ　ＧＡＲＡＧＥ　ＤＯＧ　ＢＡＳＥこと　藪田　浩志
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７４号
神戸市灘区浜田町３丁目２番４号　ｓａｋｕｒａ　ＢＬＤ．201
債務者　藪田友紀代
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５２号
大阪府枚方市交北３丁目２番24―301号、前住所大阪府枚方市尊延寺５丁目30番11号
債務者　羽根田昌昭
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　大典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４号
奈良市あやめ池北３丁目９番23―８号
債務者　金田　健一
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７２号
大阪府交野市星田北７丁目９番１号
債務者　福本　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒柳　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２号
神戸市垂水区桃山台４丁目８番地の10　ガーデンハイツ桃山台弐番館107号
債務者　石田　康徳
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　由尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１号
山梨県南アルプス市野牛島2558番地３　県営団地２―101号
債務者　越智　教夫
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４０１号
埼玉県加須市細間297番地
債務者　岡島　米吉
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷７丁目26番４号　カサコモダ高木205号
債務者　近藤　邦夫
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
大津市北大路３丁目25番32―519号ヴィオス北大路、前住所大津市玉野浦６番21―802号
債務者　ベストライフリラクゼーション、なおかず整骨院こと　直一　　淳
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
滋賀県東近江市湯屋町973番地
債務者　西澤木工こと　西澤　正春
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２０号
滋賀県彦根市檜町443番地３（101号）
債務者　西澤木工こと　西澤　朋広
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２７０号
大阪府吹田市泉町３丁目３番７号
債務者　ミナミデポルテこと　南　　良平
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡筋　泰之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部